

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第31条関係）				別表（第31条関係）			
文書記号				文書記号			
1 [略]				1 [略]			
2 出先機関				2 出先機関			
区分		公 署		記 号			
[略]				[略]			
広域振	[略]						
興局以	商工労働	岩手県大阪事務所	岩大事	興局以	商工労働	岩手県大阪事務所	岩大事
外の出	観光部に	<u>岩手県北海道事務所</u>	<u>岩北事</u>	外の出	観光部に		
先機関	属する出	岩手県名古屋事務所	岩名事	先機関	属する出	岩手県名古屋事務所	岩名事
	先機関	[略]	[略]		先機関	[略]	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。